

鹿児島県津波避難計画策定指針

平成 29 年 3 月修正
鹿児島県

目 次

第 1	策定の趣旨等	1
第 2	津波避難計画を策定する市町村の範囲	2
第 3	津波避難計画の範囲	2
第 4	津波避難計画において定めるべき事項	2
第 5	用語の意味	3
第 6	津波避難計画の策定手順	
1	津波の浸水想定区域の設定等	6
2	避難対象地域の指定	6
3	避難先及び避難路等の指定・設定	6
4	避難困難地域の抽出	9
5	初動体制（職員の参集等）の明確化	11
6	避難誘導等に従事する者の安全の確保	12
7	津波情報等の収集・伝達	12
8	避難指示（緊急）の発令	14
9	津波防災教育・啓発	15
10	津波避難訓練	15
11	その他留意点	17
12	津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）	20

作成例

第1 策定の趣旨等

1 背景

本県は、東西約270km、南北600km、総面積9,166km²の広大な県土と長い海岸線を有し、薩摩、大隅の二大半島及び種子島、トカラ列島、奄美群島等の島しょからなっている。また、11の活火山を有し、県土の約4割が大規模なシラス台地である。

過去には、南海トラフ地震による津波や桜島の海底噴火に伴う津波などの記録もあることから、今後、津波の襲来が十分予想される。また、国が想定した南海トラフの巨大地震による津波への対応も検討する必要がある。

津波対策への取り組みに当たっては、本県の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展など、社会的な状況も十分考慮した上で、できるだけ高いところへの安全・迅速な避難に留意した検討を行う必要がある。

2 目的等

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となる。津波避難対策は「主体的な避難行動の徹底」、「避難行動を促す情報の確実な伝達」「より安全な避難場所の確保」、「安全に避難するための計画の策定」及び「主体的な行動を取る姿勢を醸成する防災教育等の推進」を着実に進める必要がある。

本指針は、消防庁が作成した「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成25年3月）や中央防災会議の「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」（平成24年7月）等で見された津波対策に関する基本的な考え方を前提に、防災基本計画（津波災害対策編）や県地域防災計画（津波災害対策編）、本県の実情を踏まえ、市町村が避難計画策定に当たっての統一的な基本方針を示すものである。

市町村は、この指針の内容を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編の策定に取り組むなど、より体系的かつ効果的な取り組みに努めるものとする。

3 基本的な考え方

本指針は、平成24年度に県が行った地震等災害被害予測調査の地震・津波の想定結果による、最大クラスの津波が短時間で来襲する「最も危険なケース」を想定している。

また、津波避難計画は、予想される（地震の揺れによる）被害状況、発生時刻、発生時の気象状況等の状況に応じ、必ずしも一つのシナリオに限定せずに、複数のシナリオを設定することも重要である。

4 指針の修正等

本指針は、今後、国のマニュアルの改訂や市町村及び住民が避難計画を作成する過程で修正が必要な場合など、適宜、検討を加え修正するものとする。

また、各市町村や地域で作成する津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施、社会条件の変化に応じて定期的かつ継続的に見直しを行う必要がある。

第2 津波避難計画を策定する市町村の範囲

本県においても、希ではあるが、過去に南海トラフ地震や桜島の海底噴火等に伴い、津波の被害を受けた記録があるので、県が作成した津波の浸水想定等により、津波による浸水が想定される市町村においては、速やかに津波避難計画を策定する必要がある。

また、これらの市町村に限らず、東日本大震災における津波被害の状況や国が想定した南海トラフの巨大地震による津波などを踏まえるとともに、想定以上の津波発生の可能性も考慮した上で、「自分の命（地域）は自分で守る」、「強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合はすぐ避難」といった住民の率先避難を促す津波防災教育・啓発の実施や、過去に津波被害が発生していない場合であっても、少なくとも大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合の対策を講じておく必要があることなどから、海岸線を有する全ての市町村において、想定にとらわれず行動ができるような津波避難計画を策定することが望ましい。

第3 津波避難計画の範囲

本指針が対象とする津波避難計画は、地震・津波発生直後から津波が収束するまでの概ね数時間から2、3日（東日本大震災では、延べ50時間以上、警報・注意報が発表された。）の間、住民の生命・身体の安全を確保するための円滑な避難対策に資するものである。

第4 津波避難計画において定めるべき事項

津波避難計画で定める必要がある事項は次のとおり。

- 1 津波の浸水想定区域，津波到達時間
- 2 避難対象地域
- 3 緊急避難先（避難目標地点，避難ビル）及び避難経路（避難路，避難経路）
- 4 避難困難地域
- 5 初動体制
- 6 避難誘導等に従事する者の安全の確保
- 7 津波情報の収集・伝達
- 8 避難指示（緊急）の発令
- 9 津波防災教育・啓発
- 10 津波避難訓練
- 11 その他留意点

※津波避難計画の策定フローは別添1，津波避難計画の概念図は別添2のとおり。

第5 用語の意味

この指針で用いる用語の意味は次のとおり。

1 津波の浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び浸水深をいう。

2 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波の浸水想定区域に基づき市町村が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、浸水区域よりも広い範囲で指定する。

3 避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

4 避難路

避難する場合の道路で、市町村が指定に努める。

5 避難経路

避難する場合の道路で、自主防災組織、住民等が設定する。

6 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。

7 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

8 避難ビル

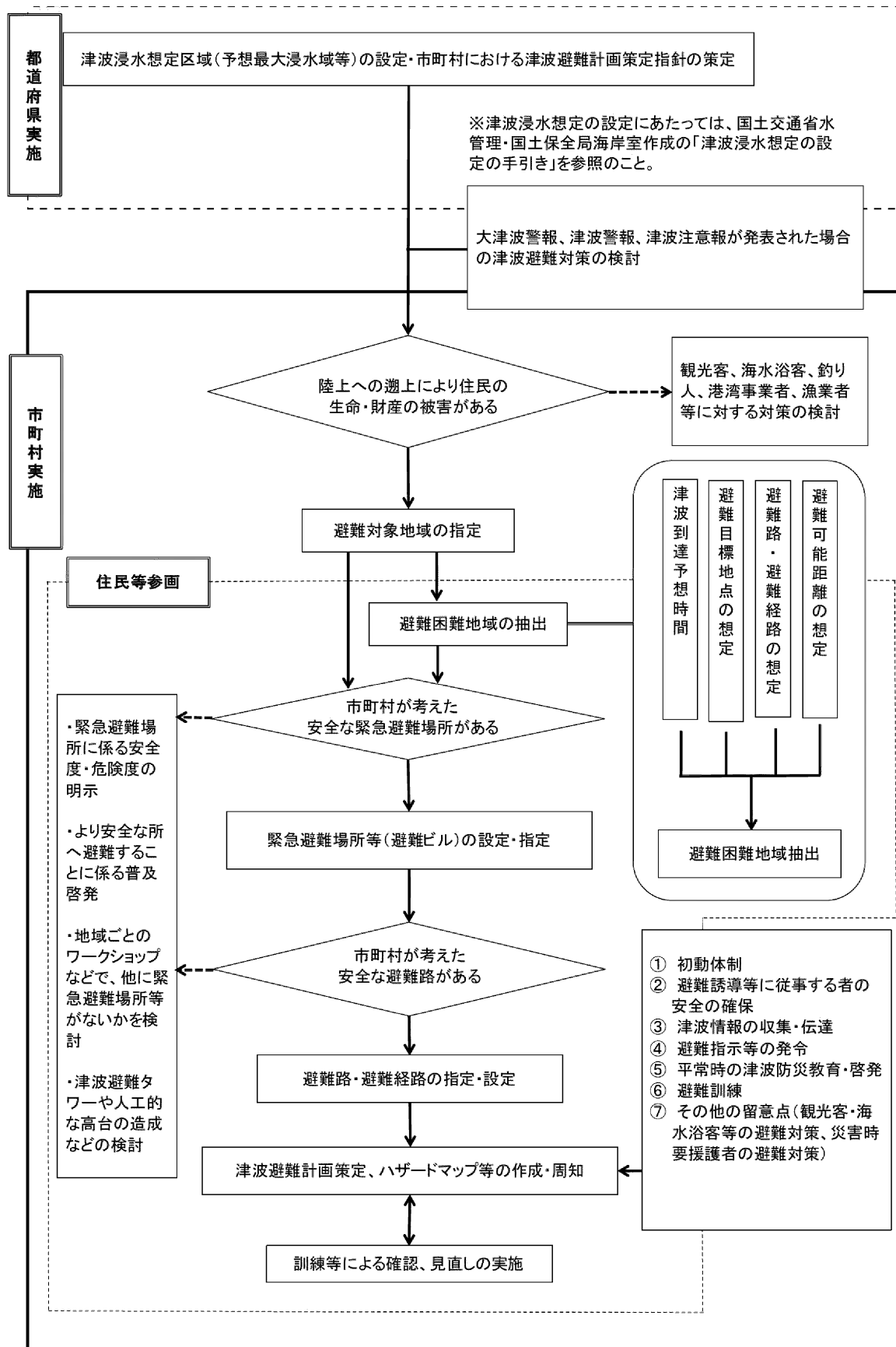
避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市町村が指定する。

9 避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでのあいだや比較的長期にわたって避難する施設。市町村が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

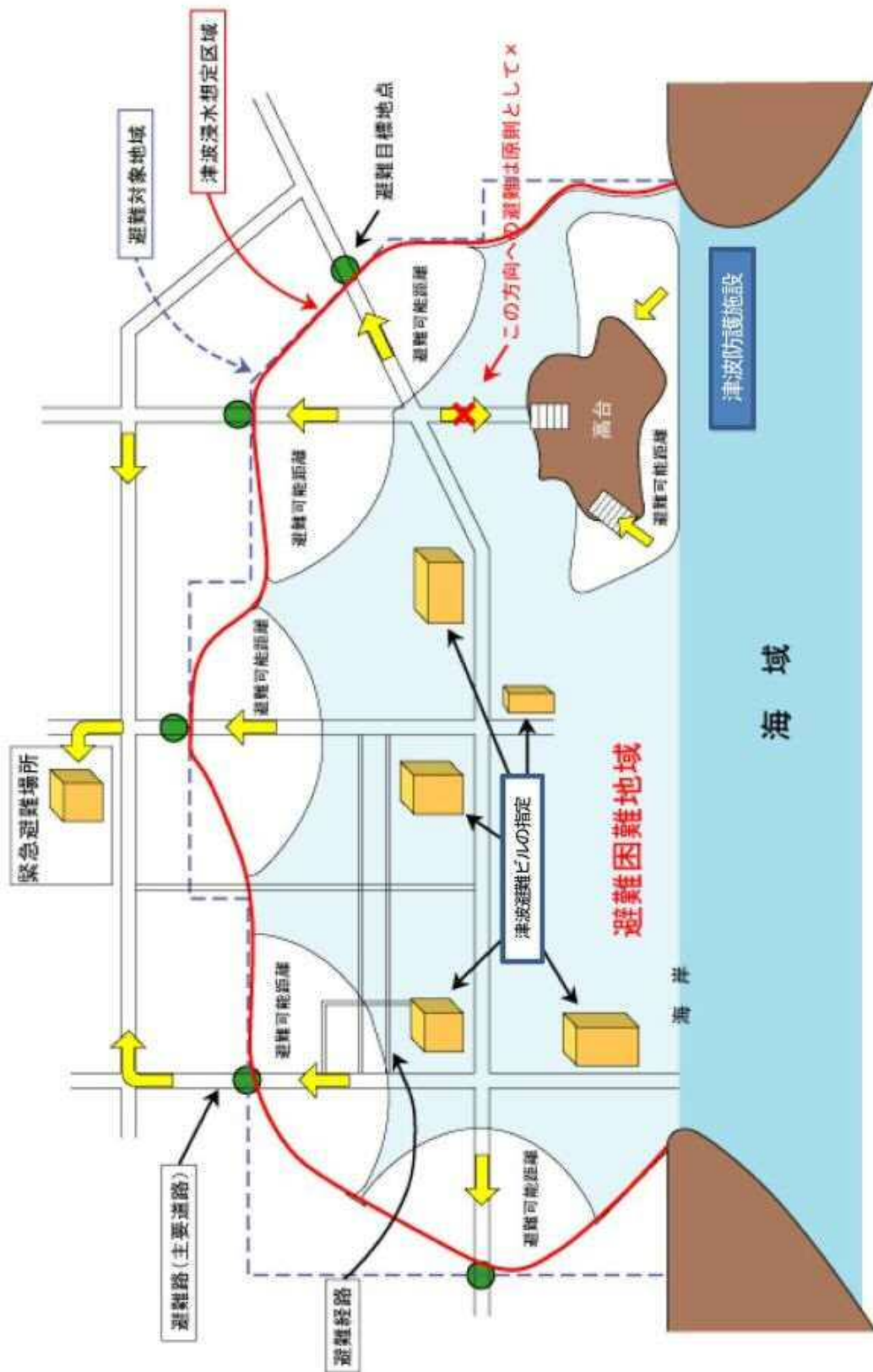
津波避難計画策定のフロー図

[別添1]



YES →
NO - - ->

津波避難計画の概要図



第6 津波避難計画の策定手順

1 津波の浸水想定区域の確認・設定

市町村は、「鹿児島県地震等災害被害予測調査」に基づく浸水想定図（平成24年度）等から、浸水の区域、浸水深及び津波到達時間などを確認・設定する。

ただし、本調査により作成した浸水想定図は、最大クラスの津波を考慮して行ったシミュレーション結果に基づくものであるが、自然現象の予測には、大きな不確定要素が伴い、想定には一定の限界があるため、想定を超えるような津波が発生する可能性があることに留意する必要がある。

2 避難対象地域の指定

避難対象地域は、津波の浸水想定において示された最大の浸水想定区域に基づき、自主防災組織や町内会等の単位あるいは地形的に一体的な区域に基づき指定する。

(1) 避難対象地域は、津波の浸水想定区域を基本として、安全を考慮し、広めに指定する。

(2) 避難対象地域は、避難指示（緊急）を発令する際に避難の対象となる地域であり、発令内容が、この地域の住民等に迅速かつ正確に伝わることが重要である。さらに、避難誘導の際には、避難行動要支援者等の避難誘導等を考えた場合、地域ぐるみの助け合い、避難活動も非常に重要である。

3 避難先及び避難路等の指定・設定

住民等一人ひとりが避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、緊急避難場所等を指定・設定するとともに、指定・設定した避難場所等の機能維持・向上に努める。

(1) 緊急避難場所等（避難目標地点を含む）、避難ビルの指定・設定

ア 緊急避難場所等の指定・設定

① 市町村長は、次のとおり避難場所等が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を、避難場所として指定する。

緊急避難場所 安全性の確保	・原則として避難対象地域から外れていること ・原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する。 ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵庫等の危険箇所がないこと ・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。 ・原則として、緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること
緊急避難場所 機能性の確保	・避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること ・夜間照明及び情報機器（収集・伝達）等を備えていること ・2，3日程度宿泊できる整備（毛布等），水や食料が備蓄されていることが望ましい。

緊急避難場所の指定にあたっては、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭に、積極的に緊急避難場所を指定・設定する必要がある。

安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とするが、それが困難な場合には、最低でも「比較的発生頻度の高い津波」に対して対応できるものとし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力のある限り、より「安全な避難場所」を目指す避難行動を推進する。そのため、緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高の海拔表示等により周知する。

なお、機能性の確保にあつては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備し、避難者に対して津波観測情報や被害情報、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達することが大切である。

② 住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。

避難目標地点 安全性の確保	・避難対象地域から外れていること ・袋小路となっていないこと。また、背後に階段等避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること ・避難目標地点に到達後、指定された緊急避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。
------------------	---

避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器、食料等は備わっていない。従って、避難者は避難する際にはラジオ等の携帯を心かけるとともに、必要な情報等を得るために、市町村が指定する緊急避難場所へ避難する必要がある。（この際に、津波警報等が解除されるまでは、津波の浸水想定区域内を経由して避難してはいけない。

また、市町村においては、避難目標地点の周辺への同報無線の整備等を進め、避難者に対して必要な情報を伝達できる措置を講じておく必要がある。

イ 避難ビルの指定

市町村長は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内に避難ビルを指定する。

避難ビルの安 性の確保	・RC又はSRC構造であること。原則として津波の想定浸水深相当階の2階以上又は基準水位以上 ・海岸に直接面していないこと ・耐震性を有していること。（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。） ・避難路等に面していることが望ましい。 ・進入口への円滑な誘導が可能であること ・外部からの避難が可能な階段があることが望ましい。
----------------	---

避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられるが、指定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要である。地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解してもらいながら、数多くの避難ビルを指定することが大切である。

津波の浸水想定区域内に高いビルが存在しない場合等は鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用、浸水想定区域内の公園等への人工的な高台（盛土）の設置、津波避難タワーの整備等を検討する必要がある。

また、避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した場合には、状況によってはあえて屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、場合によっては各自の状況判断に基づく臨機応変な対応が必要である。

また、周辺の適切な緊急避難場所として、高台の民家や民有地（畑や山林等）しかない場合には、それらを避難目標として利用できるように、所有者等の理解を得ておくとともに、避難階段等を整備しておく必要がある。

さらに、避難ビルの指定に際しては、収容可能人数にも留意する必要がある。

(2) 避難路、避難経路の指定・設定

ア 市町村長は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。

また、時間と余力のある限り、より安全な場所を目指す避難行動を推進する必要がある。そこで、緊急避難場所・避難所等の危険度・安全度を明確にするため、津波ハザードマップや建物等への想定浸水高の表示、地域の地盤高の表示等により周知する必要がある。

緊急避難場所の位置が分かるような案内・誘導版の整備や赤色回転等の目標物の整備により、緊急避難場所の周知を図ることも重要である。

避難路の安全性の確保	・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を応じた幅員があること。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること ・橋梁等を有する道路を指定する場合はその耐震性が確保されていること ・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。 ・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するよう指定する（海岸方向にある緊急避難場所へ向かって避難をするような避難路の指定は原則として行わない。） ・避難途中の津波の来襲に対応するために、避難路に面した避難ビルが設置されていることが望ましい。 ・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。 ・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
避難路の機能性の確保	・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること ・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること ・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

イ 住民等は、安全性の高い避難経路を設定する。

避難経路の安全性の確保	・山・崖崩れ，建物の倒壊，転倒・落下物等による危険が少ないこと ・最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること ・複数の迂回路が確保されていること ・海岸，河川沿いの道路は，原則として避難経路としない。 ・避難途中での津波の来襲に対応するために，避難経路に面して避難ベルが設置されていることが望ましい。 ・階段，急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。
-------------	---

(3) 避難の方法

避難にあたって自動車を利用することは，次の理由により円滑な避難ができないおそれが高いことから，避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- ・家屋の倒壊，落下等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。
- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合，渋滞や交通事故等のおそれが高いこと。
- ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが高いこと。

しかし，地域によっては，緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど，避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり，かつ自動車等を利用した場合であっても，渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには，地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

4 避難困難地域の抽出

(1) 津波到達予想時間の設定

津波の想定結果等に基づき，津波の到達予想時間を設定する。

(2) 避難目標地点の設定

避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定する。

(3) 避難路，避難経路の指定・設定

避難目標地点まで最も短時間で，かつ安全に到達できる避難路，避難経路を指定・設定する。

(4) 避難可能距離（範囲）の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき，避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。

(5) 避難困難地域の抽出

避難対象地域のうち，(4)で設定した避難可能距離（範囲）から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

【留意事項】

- ① 避難困難地域とは、予想される津波の到達時間までの避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいう（避難困難地域、避難目標地点、避難可能距離等は別添2「津波避難計画の概念図」を参照のこと）。

津波到達予想時間は、原則として津波浸水シミュレーション結果に基づき設定する。

- ② 津波避難では、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本である。

津波が短時間で到来する場合、必ずしも市町村が指定した緊急避難場所への最短コースを避難する必要はなく、何よりも避難対象地域の外に最も早く安全かつ早く避難できる目標地点への最短コースを避難することが重要である。

この避難目標地点は、避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となる。避難目標地点に到達後、指定された緊急避難場所へ向かって避難するといった避難の方法を考えておく必要がある。

この避難目標地点の設定にあたっては、袋小路となっている箇所、あるいは背後に階段等の避難路や避難経路がない急傾斜地や崖地付近は避ける必要がある。

- ③ 津波到達予想時間と歩行速度から避難目標地点までの避難可能距離（範囲）を設定する。津波到達予想時間は、(1)で設定した時間を用いる。

歩行速度は、1.0/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とするが、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5/秒）こと、東日本大震災時の津波避難実態調査結果による平均避難速度が0.62m/秒であったこと等を考慮する必要がある。

避難する限界の距離は最長でも500m程度を目安とする。また、地域の実情に応じて、地震発生後2～5分後に避難開始できるものと想定する。

また、夜間の場合には、避難開始は昼間に比べてさらに準備に時間がかかるととも、避難速度も低下することも考慮する必要がある。

歩行速度や避難可能距離、避難開始時間等は、避難訓練を行って確認・検証し、見直すことが重要である。

- ・避難可能距離は次により求められる。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間})$$

- ・仮に、津波到達予想時間を10分、歩行速度を1.0/秒、避難開始時間を2分、5分とした場合、それぞれ避難可能距離は、次のとおりとなる。

$$\begin{cases} \text{約}500\text{m} \text{ (}60/\text{分} \times (10 - 2) \text{ 分)} = 480\text{m} \\ \text{約}300\text{m} \text{ (}60/\text{分} \times (10 - 5) \text{ 分)} = 300\text{m} \end{cases}$$

- ④ 避難路、避難経路は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる経路を指定・設定するが、安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。

- ・家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難路、避難経路の幅員はできるだけ広く、かつ迂回路等が確保されていること。
- ・津波が予測より早く到達する場合があること、河川を遡上することが考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路を避けて指定・設定する（海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける）。

- ⑤ ①～④までの検討に基づき、津波到達予想時間内に、指定・設定した避難路、避難経路を通して避難目標地点まで到達可能な範囲（避難可能距離（範囲））を設定し、この範囲から外れる地域を避難目標地域として抽出する。

避難困難地域の抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

また、避難困難地域の避難者が避難する場所を確保するために、避難ビル等を指定しておく必要がある。（避難ビル等の指定・設定については、「避難先及び避難路等の指定・設定」を参照）

5 初動体制（職員の参集等）の明確化

勤務時間外に津波注意報や津波警報・大津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

(1) 連絡・参集体制

- ア 津波注意報が発表された場合
- イ 津波警報が発表された場合
- ウ 大津波警報が発表された場合
- エ 強い地震を観測した場合

【留意事項】

津波による人的被害を軽減するためには、特に、津波注意報や津波警報・大津波警報の伝達や避難指示（緊急）の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要である。また、津波は繰り返し襲って来こともあり、津波の第一波が最大とは必ずしも限らない。

こうしたことから、勤務時間外に津波注意報や津波警報・大津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の参集規定を定め、津波注意報等が解除されるまでの間、津波の実況や被害状況の把握等ができる体制を整える必要がある。

また、参集連絡手段についても、携帯電話、メール等による伝達手段の多重化を図るとともに、ある一定基準（例えば津波警報が発表された場合、震度4以上が観測された場合など）に達した場合には、その情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集する体制を確保する必要がある。

(2) 情報受信・伝達体制等

- ア 津波注意報や津波警報・大津波警報の受信体制及び伝達体制
- イ 避難指示（緊急）の発令体制及び伝達体制
- ウ 津波の状況、被害状況の把握等の体制

【留意事項】

津波注意報や津波警報・大津波警報を住民等に伝達することは市町村長の責務であり、各市町村においては、こうした大津波警報等の伝達、避難指示（緊急）の発令、津波の実況把握等の応急対応が迅速に実施できる体制（特に勤務時間外の体制）を確保しておく必要がある。

6 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。

- 自らの命を守ることが最も大切であり、避難誘導等を行う前提である。
- 津波の浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した待避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達単断を備えることなどについて定める必要がある。
- 避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、「リードタイム」が限られている津波災害時においては大きな問題であり、避難行動要支援者自らが防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要がある。

7 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

ア 大津波警報・津波警報、津波注意報の早期収集

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報の受信手段、受信経路等を定める。

イ 津波の実況等の情報収集

大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、都道府県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握など、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。

(2) 津波情報等の伝達

大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報、避難指示（緊急）の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定める。

ア 伝達系統

誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するか等を定める。

イ 伝達方法

情報の受け手に応じて、どのような手段でどのような内容の情報を何時の時点で伝達するか等を定める。

※ ①情報伝達にあたって留意するポイント

何を知らせるか	・ 大津波警報・津波警報及び津波注意報の発表，津波襲来の危険，避難指示・勧告，（津波到達予想地域），（津波到達予想時間），実施すべき行動・対策等 ・ 伝達内容についてあらかじめ想定し雛形を作成 ・ 大津波警報は津波の予想高さが 3 mを超える場合に発表される。 ・ 満潮時間
誰に対して知らせるか	・ 津波の危険がある地域の住民等か，それ以外の地域の住民等か ・ 避難対象地域の住民等の誰を対象とするか （住民，滞在者（観光客，海水浴客，釣り客等），通過者，漁業関係者，港湾関係者，船舶，海岸工事関係者等） ・ 避難促進施設（社会福祉施設，医療施設，学校等）の管理者等 ・ 緊急避難場所等に避難している避難者
いつ，どのタイミングで何を知らせるか	・ 地震直後（自動放送，職員を介した速やかな放送，地震の発生時，津波の危険時，避難指示緊急） ・ 津波発生前後（大津波警報・津波警報，津波注意報，津波情報，被害情報等） ・ 津波終息後（大津波警報・津波警報，津波注意報，津波情報，被害情報等）
どのような手段で	・ 同報無線，半鐘，サイレン，テレビ，ラジオ，電話・FAX，登録制メール，緊急速報メール，有線放送，コミュニティFM，CATV，インターネット等 ・ 情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における災害時要援護者）

- ② 夜間，休日等の勤務時間外においても，迅速かつ正確な情報伝達ができるように，情報を発信する側（地方公共団体）の体制を具体的，詳細に地域防災計画等に記載するとともに，情報を受ける側の体制についても具体的に氏名，役職等を把握しておくこと。
- ③ 住民等への情報伝達においては，同報無線による手段が有効であるが，屋外拡声器の場合，風向き，豪雨等の気象条件により，あるいは屋内にいる者にとっては聞き取りにくい場合があることなどから，戸別受信機等の計画的整備を図ること。
- ④ 同報無線のみの情報伝達に頼ることなく，緊急速報メール，コミュニティFM，有線放送等の既存の伝達媒体等を用いることにより，伝達手段の多様化を図ること。

(3) 情報伝達手段の整備

ア 情報伝達手段の整備の在り方

地域の実情に応じ，各情報伝達手段の特徴を踏まえ，複数の手段を有機的に組み合わせ，災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する。

イ 情報伝達手段の具体的な整備内容

- ① システムの耐災害性の強化
- ② 緊急速報メールの活用
- ③ 同報系システムの効果的な組み合わせ
- ④ Jアラートによる自動起動

ウ 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項

- ① 各情報伝達手段の特徴を踏まえた総合的なシステムの整備
- ② 災害の種類，時間経過による整理
- ③ 半鐘，広報車，消防団員等による広報
- ④ 日頃からの住民への広報
- ⑤ 技術の進歩への対応

8 避難指示（緊急）の発令

津波からは，一刻も早い避難が必要となることから，基本的に「避難指示（緊急）」のみを発令する。また，大津波警報，津波警報，津波注意報によって異なる避難対象地域を指定する。

なお，国の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を元に，事前に避難指示（緊急）の発令基準，発令時期及び発令手順，伝達系統，伝達方法を定め，迅速かつ確実に発令する。

【遠地地震の場合の避難勧告等】

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達時間があるものについては，気象庁が，津波警報等が発表される前から津波の到着予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は，この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し，避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告の発令を検討するものとする。

※出典：「避難勧告等に関するガイドライン」（H29.1内閣府）

(1) 次の場合において，市町村長が避難指示（緊急）を発令する基準を定める。

ア 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合や法令の規定により大津波警報・津波警報・津波注意報の通知を受けた場合

【参考】

避難指示（緊急）を判断する情報と判断基準の考え方

発令	気象庁発表の警報等と津波の高さ		避難対象地域
避難指示	大津波警報	10m超	最大クラスの津波により浸水が想定される地域
		10m	
		5 m	
	津波警報	3 m	海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため，高さ3 mの津波によって浸水が想定される地域
	津波注意報	1 m	漁業従事者，沿岸の港湾施設等で仕事に従事するもの，海水浴乗客等を念頭に，海岸堤防等より海側の地域

※出典：避難勧告等に関するガイドライン H29.1内閣府（防災担当）

イ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

ウ 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合

エ 津波到達後、気象庁の情報よりも大きな津波が観測された場合

※ 本県は、多くの離島や長い海岸線を有することから、津波の高さが地域により大きく変化することが考えられ、地域によっては気象庁情報を超える高さの津波が到達する可能性も否定できない。このため、自主避難の呼びかけ、避難指示（緊急）の発令に至る前の避難準備に必要な情報の迅速な提供、避難指示（緊急）の早期発令の必要性を検討する必要がある。

(2) 避難指示（緊急）の発令時期及び発令手順を定める。

大津波警報・津波警報を認知した場合又は大津波警報・津波警報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示（緊急）を発令する。津波注意報を認知した場合又は津波注意報の通知を受けた場合は、海岸付近にいる者に対して必要に応じて避難勧告を発令する。

避難指示（緊急）の解除の発令は、原則として、大津波警報・津波警報・津波注意報の解除の発表に基づき行う。

(3) 避難勧告又は避難指示の発令の伝達系統、伝達方法を定める。

ア 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定める。

イ 伝達方法（伝達手段、伝達要領等）

伝達手段として、情報の受け手に応じて多種・多様な手段を定める。

また、避難指示（緊急）の発令内容（雛形）を定める。

9 津波防災教育・啓発

ハード対策だけでは限界があることから、迅速な避難のため、防災教育や避難訓練等の充実が必要である。

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた、啓発を継続的かつ計画的に実施する。

(1) 津波防災教育・啓発の手段

①マスメディアの活用

②印刷物、DVD

③インターネット

④津波啓発施設

⑤モニュメント等

⑥学習、体験

(2) 津波防災教育・啓発の内容

- ①過去の津波被害記録
- ②津波の発生メカニズム
- ③ハザードマップ
- ④津波避難計画の内容
- ⑤日頃の備えの重要性
- ⑥大津波警報・津波警報，津波注意報

(3) 津波防災教育・啓発の場等

家庭，学校，地域社会（自主防災組織，町内会，婦人会，青年団等），事業所等において実施する。

また，地域社会や事業所において津波防災教育・啓発を行うためには，津波の知識や防災の経験を有した者が過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を定期的に設けることが大切であり，こうした人材の育成が重要である。消防・防災行政や消防団又は水防団の経験者，婦人防災クラブ・自主防災組織等のリーダー，防災ボランティア，事業所等の防災担当者等啓発の核となる人材を養成する必要がある。

10 津波避難訓練

津波避難訓練の実施に当たっては，実施時期や避難行動要支援者への避難支援等に留意した上で，各々の地域の実情に応じた訓練体制，内容等を検討し，次の点に留意しながら実施する。

訓練を継続的に実施し，津波の浸水想定区域や避難路・避難経路，避難に要する時間等の確認，水門等の点検等を行うことは，いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく，防災意識の高揚にもつながるものであり，少なくとも毎年1回以上は，津波避難訓練を実施することが大切である。また，訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要である。

また，津波避難訓練の実施にあたっては，次の点に留意しながら実施する。

(1) 避難訓練の実施体制，参加者

・実施体制

住民組織，社会福祉施設，医療施設，学校，消防本部，消防団，水防団に加えて，漁業関係者，港湾関係者，海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者，ボランティア組織等の参加を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

・参加者

住民のみならず，観光客，釣り客，海水浴客等の外来者，漁業・港湾関係者，海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに，避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

(2) 訓練の内容等

津波避難が発生する地震等を想定し，震源等，津波の高さ，津波到達予想時間，津波の継続時間等を想定し，想定津波の発生から収束までの時間経過に沿った訓練内容を設

定する。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める必要がある。

また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する必要がある。

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い避難ルートを確認したり、情報機器類や津波防災施設の操作方法を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証する場である。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、各地域における津波避難計画に反映していくことが大切である。一方で、参加しやすい日時を設定する、多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練を計画する、準備段階から住民も参加する等、住民の積極的な訓練参加を促す工夫等も大切である。

※訓練内容については、次のような事項が考えられる。

- ・ 大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報等の収集、伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟のほか、同報無線の可聴範囲の確認、住民への広報文案の適否等を検証する。

- ・ 津波避難訓練

避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難方法等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等を避難する必要があるが、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により外灯等の確認も必要である。なお、実際の緊急避難場所への訓練が望ましいが、事情により実際とは異なる場所への避難訓練を行う場合には、本来の緊急避難場所の周知を十分に行う必要がある。また、(津波以外の災害を想定した) 近くにある避難所が津波災害の場合には被災することが考えられるため、より安全な緊急避難場所を目指す必要があることについて周知を図る必要がある。

- ・ 津波防災施設操作訓練

①誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。②津波予想到達時間内に操作が完了するか。③地震動により操作不能となった場合の対応はどうするのか等、現実に起こりうる想定の中で訓練を実施する。その場合、到達時間が短い場合には、待避を優先することなど、操作者の安全確保に特に留意する必要がある。

- ・ 津波監視・観測訓練

監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟、高台等の安全地域からの目視、監視観測結果、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。なお、東日本大震災では高さ40m程度まで津波が遡上したことなどから、目視による監視の危険性を十分考慮する必要がある。

1 1 その他留意点

(1) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策を定めるに当たっては、次の点に留意する。

① 情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、施設管理者への同報無線の戸別受信機の設置等により伝達手段を確保するとともに、利用者への情報伝達マニュアルを定めておく必要がある。

また、屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、旗、電光掲示板等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等への情報収集機器（ラジオ、戸別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成しておく必要がある。

② 施設管理者の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあつては、原則として観光客等を緊急避難場所へ避難させる必要がある。しかし、避難が間に合わないような場合は、耐震性のあるR C構造等であれば、津波の想定浸水相当階の2倍以上（想定される浸水深が2 mの場合は3階以上、3 mの場合は4階以上）又は、基準水位以上の室内に避難誘導した方が安全な場合もある。また、逃げ遅れた避難者が施設内に避難してくることも考えられる。従って、こうした施設の管理者等は、市町村や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する必要がある。

また、市町村や地域の津波避難計画を策定するにあたっては、こうした施設の管理者等の参画を得ながら、地域ぐるみでの計画策定が重要である。

③ 自らの命を守るための準備

津波注意報の場合、津波の高いところで1.0 m程度が予想されるが、海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が重要である。大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯、釣り客等は救命胴衣の着用を心がける必要がある。

④ 避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔や津波の浸水想定区域、具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である。なお、緊急避難場所等については、可能な範囲でJ I S・I S O化された津波に関する統一標識の図記号を用いることとする。

また、逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の避難ビル指定・設定及びその表示等も必要である。

⑤ 津波啓発、避難訓練の実施

津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、緊急避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等において配布するといった取組、チラシに限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫、ホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など、関係業者等を含めた取組が重要である。

また、避難訓練にあたっては観光客等参加型の訓練が必要であり、海水浴シーズン、

観光シーズン中に訓練を実施する必要がある。

- (2) 津波避難において、避難行動要支援者となりうる者（情報伝達面、行動面、地理不案内の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるに当たっては、災害時要援護者となりうる要因を考慮して、次の点に留意しながら避難対策を検討する。

《 津波避難において災害時要援護者となりうる者 》

避難行動要支援者となりうる要因	避難行動要支援者の例
情報伝達面	・視聴覚障がい者、外国人、子供等
行動面	・視聴覚障がい者、心身障がい者、高齢者、病人、幼児、妊産婦等
地理不案内等の面	・観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者等

① 情報伝達

同報無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが大切である。また、大津波警報・津波警報、津波注意報発表の際のサイレン音、半鐘等についても啓発が必要である。

一方、聴覚障がい者や外国人に対しては、近隣者の支援が必要であり、市町村では、自主防災組織等を通じた情報伝達の必要性を重視し、地域コミュニティ、福祉関係団体、地元のボランティア等に対する情報伝達手段の確保を図る必要がある。

② 避難行動の援助

行動面で避難に支障をきたすことが予想される者にあつては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域のコミュニティ、福祉・ボランティア団体等との連携を図り、組織的な支援体制を確保する必要がある。また、避難方法は原則として徒歩であるが、場合によっては自動車等の使用も検討する必要がある。

なお、自動車使用については、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、かつ自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

また、津波の到達時間・高さ、建物の耐震性、安全な緊急避難場所までの距離等にもよるが、無理をして避難するよりも自宅や近隣のビル等の上階に避難した方が安全な場合も考えられる。

避難行動要支援者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要がある。

③ 施設管理者等の避難対策

社会福祉施設、医療施設、学校等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項を

あらかじめ定めておく必要がある。また、これらの施設の所有者又は管理者は、市町村の支援を受けて、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画の策定を検討する必要がある。

- (3) 避難行動要支援者を津波から守るためには、周辺住民の支援、あるいは地域ぐるみの自主的かつ組織的な防災活動に期待するところが多いことから、市町村は、町内会・自治会等を中心とした自主防災組織の結成促進や、これらの組織と消防団等との連携促進を図る必要がある。
- (4) 本県の地域特性に鑑み、島しょ部における食料・物資等の供給体制の整備や孤立化集落対策に努める必要がある。
- (5) 津波避難計画の策定に当たっては、地震に伴う津波だけでなく、遠地津波や桜島の海底噴火に伴う津波等の火山性津波などへの対応にも留意する必要がある。

12 津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）

1 津波浸水想定区域の作成		チェック
①津波推進想定の設定の手引きに基づき設定		
2 避難対象地域の指定		チェック
①被害の予測	陸上への遡上により住民等の生命・財産等に被害が発生することが予想されるか	
②避難対象地域の指定	1, 2-①に基づき避難対象地域を指定	
③住民等の理解	避難対象地域の指定にあたり住民等の理解は得られているか	
3 避難困難地域の指定		チェック
①津波到達予想時間の設定	津波浸水シミュレーション結果等から到達時間を設定	
②避難目標地点の設定	津波浸水想定区域外に最短時間で到達できる避難目標地点を設定	
③避難路等の指定・設定	避難目標地点へ最短時間で到達できる避難路、避難経路を指定・設定	
④避難可能距離の設定	①, ②, ③及び歩行速度から、津波到達時間内に避難可能な距離（範囲）を設定	
⑤避難困難地域の抽出	避難可能距離（範囲）から外れる津波浸水想定区域を避難困難地域として抽出	
⑥訓練等による検証	訓練等により、津波到達予想時間内に避難が可能か否かの検証	
4 緊急避難場所等の指定・設定		チェック
①緊急避難場所の指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	避難所と区別されているか	
	機能性は確保されているか	
②避難目標地点の設定	住民（自主防災組織等）が設定しているか	
	安全性は確保されているか	
③津波避難ビルの指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
5 避難路、避難経路の設定		チェック
①避難路の指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
②避難経路の設定	住民（自主防災組織等）が設定しているか	
	安全性は確保されているか	

③避難方法の検討	徒歩による避難が可能か	
	徒歩以外の方法による避難が検討されているか	
6 初動体制（職員の参集等）		チェック
①職員の参集基準の設定	津波注意報が発表された場合	
	津波警報が発表された場合	
	大津波警報が発表された場合	
	強い地震を観測した場合	
②職員参集連絡手段の確保	テレビ，ラジオ等で認知した場合は自動参集	
	携帯電話等の連絡手段の確保	
7 避難誘導等に従事する者の安全確保		チェック
①避難誘導等に従事する者の安全確保	津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立しているか	
	無線等の情報伝達手段を備えているか	
	ライフジャケットの着用を検討しているか	
	庁舎及び職員等の安全確保対策は検討されているか	
	耐震性，電源対策，浸水対策は検討されているか	
8 津波情報の収集・伝達		チェック
①津波情報の収集	津波警報等の受信体制は確保されているか(特に勤務時間外)	
	津波警報等の受信手段，経路等を職員が認識しているか	
②津波観測・監視の実施	職員等の監視体制は確保されているか	
	職員の津波観測機器の習熟，観測データの意味等の理解が十分か	
	津波観測・監視結果の活用方法が決まっているか	
	職員等の安全確保対策は検討されているか	
③津波情報の伝達	何を，何時，誰に伝達するか（伝達系統）	
	どのように（伝達方法）伝達するか	
	広報文案は作成されているか	
	Jアラートにより自動起動して伝達できるか	
	勤務時間外の伝達体制は確保されているか	
	同報無線による伝達は十分か	
	伝達手段の多様化が図られているか	
	庁舎及び職員等の安全確保対策は検討されているか	
	耐震性，電源対策，浸水対策は検討されているか	
	放送事業者との協力関係は構築されているか	
9 避難指示（緊急）の発令		チェック
①発令の基準	気象庁の大津波警報・津波警報が発表された場合 (TV等により認知，大津波警報・津波警報の通知時点か)	
	強い揺れ，ゆっくりとした揺れを感じた場合	
	大津波警報・津波警報等の通知が届かなかった場合の対応	
	避難指示(緊急)を出す地域(避難対象地域)は定めているか	

②気象庁の大津波警報・津波警報により避難指示（緊急）を発令する時期	自動発令となっているか	
	上司の判断後の場合、迅速な発令が可能な体制か	
	上司不在、勤務時間外の対応は十分か	
③発令の手順	津波警報等を誰が何により認知又は受信し、どのように発令するか	
④住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化	同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送、コミュニティFM、緊急速報メール等	
	避難指示（緊急）を行った地域をホームページ等で公表しているか	
⑤観光客等の伝達手段の確保	海水浴客、観光客、釣客等への伝達手段は確保されているか	
⑥発令文の内容	発令文の雛形は映く英されているか	
	都道府県、気象台との連絡体制（ホットライン）は構築されているか	
10 平常時の津波防災教育・啓発		チェック
①津波防災教育・啓発の手段	多様な手段により実施しているか	
②津波教育・啓発の内容	パンフレット等の内容の充実を図っているか	
	ハザードマップ、津波避難計画等を公表しているか	
	ホームページ等により啓発しているか	
③津波防災教育・啓発の場	地域社会や事業所等で教育・啓発活動が実施されているか	
	教育・啓発の拠点となる施設や人材の確保がなされているか	
11 避難訓練		チェック
①実施回数	毎年実施しているか	
②実施体制	地域ぐるみの実施体制が確保されているか	
③参加者	観光客、海水浴客等の参加を得ているか	
	社会福祉施設、学校、医療施設等の参加を得ているか	
④訓練結果の検証、避難計画への反映	訓練結果の検証を行っているか	
	避難計画に反映される仕組みとなっているか	
⑤訓練内容の工夫	夜間訓練、津波防災施設の操作等訓練の工夫、見直しを行っているか	
12 その他の留意点		チェック
①観光客、海水浴客等の避難対策	多様な情報伝達手段を確保しているか	
	避難対策について観光施設、宿泊施設等の管理者との協力体制は確保されているか	
	避難案内標識、誘導標識等の設置は十分か	
	看板、パンフレット、ホームページ等による啓発が十分か	
②災害行動要支援者の避難対策	視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達方法が確保されているか	
	社会福祉施設、学校、医療施設等への情報伝達に関する事項が定められているか	
	地域ぐるみの避難行動支援が確保されているか	
	災害行動要支援者名簿を作成し、適切に運用されているか	

作 成 例

〇〇市町村津波避難計画

(平成 年 月 日作成)

目 次

第1章 総 則

- 1 目的
- 2 計画の修正
- 3 用語の意味

第2章 避難計画

- 1 津波の浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定等
- 2 津波避難計画
(避難対象地域, 避難目標地点, 避難路・避難経路, 避難困難地域, 避難ビル等)

第3章 初動体制（職員の参集等）

- 1 連絡・参集体制
- 2 配備体制

第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保

第5章 津波情報等の収集・伝達

第6章 避難指示（緊急）の発令

- 1 発令基準
- 2 伝達方法

第7章 津波対策の教育・啓発

第8章 津波避難訓練の実施

第9章 その他の留意点

- 1 観光客, 海水浴客, つり客等の避難対策
- 2 避難行動要支援者の避難対策
- 3 自主防災組織の結成の促進
- 4 地域特性や社会的な状況に対応した津波対策の促進

第1章 総 則

1 目的

この計画は、将来発生が想定される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が収束するまでの概ね数時間から2，3日のあいだ、住民の生命，身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え，必要があると認められるときは，これを修正する。

3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波の浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び浸水深をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で，津波の浸水想定区域に基づき市町村が指定する。安全性の確保，円滑な避難等を考慮して，浸水区域よりも広い範囲で指定する。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに，避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難する場合の道路で，市町村が指定に努める。

(5) 避難経路

避難する場合の道路で，自主防災組織，住民等が設定する。

(6) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。市町村が指定に努めるもので，情報機器，非常食料，毛布等が整備されていることが望ましいが，命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために，避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織，住民等が設定するもので，とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

(8) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市町村が指定する。

(9) 避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市町村が避難対象地域の外に指定するもので，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

第2章 避難計画

1 津波の浸水想定区域及び到達予想時間の設定

本（市町村）では、県が作成した津波の浸水想定の結果を勘案し、津波到達予想時間を〇〇分とする。（津波の浸水想定区域図は別添のとおり）

想定地震：〇〇地震（M〇〇）

想定する津波の高さ：最大〇〇m

2 津波避難計画

避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難場所、避難困難地域、避難ビル等は次のとおりである。

避難対象 地 域	避難困難 地 域	避難路・ 避難経路	避難目標 地 点	緊急避難 場 所	津波避難 ビ ル 等	備 考
〇〇地区 〇〇世帯 〇〇人	〇〇地区 〇〇世帯 〇〇人	幅員 m	〇〇公園	〇〇小学校	〇〇ホテル	
〇〇人	〇〇人					

第3章 初動体制（職員の参集等）

1 連絡・参集体制

勤務時間外に、大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団含む）の連絡・参集体制は「〇〇市町村地域防災計画」に定めるもののほか、次による。

伝達系統図

- ※ 既に作成している市町村地域防災計画の内容や津波に関するマニュアル等の内容を精査し、記述する。
- ※ 自主参集の項目についても記述すること。
- ※ 津波の到達時間を考慮し、庁舎近傍に居住する複数の職員に緊急初動を任命することを検討すること。

2 配備体制

- ※ 既に作成している市町村地域防災計画の内容や津波に関するマニュアル等の内容を精査し、記述する。

第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。

第5章 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

※ 既に作成している市町村地域防災計画の内容や津波に関するマニュアル等の内容を精査し、記述する。

※ 海面監視は、他地区の海面状況、津波データ等の利用も検討の上、記述すること。

※ 避難した住民からの安否状況の収集についても検討の上、記述すること。

《例》 海面監視は次の方法をもって行う。

- ・津波監視カメラ
- ・インターネット上の津波観測点（気象庁、海上保安庁等）
- ・〇〇市町の海面状況（動画）

※ 避難した住民からの安否情報の収集についても検討の上、記述すること。

《例》 市町村が効率的に住民の安否情報を収集するため、避難所に避難した住民は備え付けの機器により安否（避難）情報を市町村に報告する。

避難所等	備え付けの機器	備考
〇〇地区避難所	無線機	

(2) 津波情報等の伝達

※ 既に作成している市町村地域防災計画の内容や津波に関するマニュアル等の内容を精査し、伝達内容、伝達手段、伝達経路図を記述する。

第6章 避難準備情報・避難勧告及び指示の発令

1 発令基準

避難指示の発令基準は次のいずれかに該当した場合とする。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合

(2) 停電、通信途絶等により、津波注意報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長いゆれを感じた場合

※ 市町村地域防災計画の内容や津波に関するマニュアル等の内容を精査し、記述する。

2 伝達方法

(1) 発令時期、避難指示（緊急）の発令手順

※ 既に作成している市町村地域防災計画の内容や津波に関するマニュアル等の内容を精査し、記述する。

(2) 伝達方法

※ 既に作成している市町村地域防災計画の内容や津波に関するマニュアル等の内容を精査し、伝達内容、伝達手段、伝達経路図を記述する。

第7章 津波対策の教育・啓発

- 1 強い地震（震度4以上を感じたとき、また弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。
- 2 津波に対する知識と備えを身につけてもらうため、教育委員会と共同で小学生や中学生を対象とした講演会・研修会等を実施する。（内容：過去の浸水地域の現場確認や津波の体験者、専門家等の招いた講演等）
- 3 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの要請に努める。
- 4 気象庁などが作成した津波啓発ビデオ等の啓発資料を用いて津波防災の啓発を行う。

第8章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点を検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

また、避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に対する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行う。

《開催状況》

団 体 名	開 催 日 時	内 容
〇〇地区自主防災組織	平成〇年〇月〇日〇〇時	

第9章 その他の留意点

1 観光客，海水浴客，釣り客等の避難対策

次の点に留意の上，観光協会や旅館組合等関係団体と共同して，観光客，釣り客等への避難対策を定める。

- ① 情報伝達
- ② 施設管理者の避難対策
- ③ 自らの命を守るための準備
- ④ 避難場所の確保，看板・誘導標識の設置
- ⑤ 津波啓発，避難訓練の実施

2 避難行動要支援者の避難対策

津波避難において，避難行動要支援者となりうる者（情報伝達面，行動面，地理不案内の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるに当たっては，災害時要援護者となりうる要因に応じて，次の点に留意する。

- ① 情報伝達
- ② 避難行動の援助

3 自主防災組織の結成促進

避難行動要支援者を津波から守るためには，周辺住民の応援，あるいは地域ぐるみの自主的かつ組織的な防災活動に期待するところが大きいことから，市町村は，町内会・自治会等を中心とした自主防災組織の結成促進や，これら組織と消防団等との連携促進を図る必要がある。

4 地域特性や社会的な状況に対応した津波対策の促進

- (1) 島しょ部における食料・物資等の供給体制の整備
- (2) 孤立化集落対策
- (3) 遠地津波や桜島の海底噴火に伴う津波等の火山性津波などへの対応